

8 自動車航送運賃

種別	車体の長さ	運賃
自動車 (2 輪の ものを 除く。)	3 メートル未満	円
	3 メートル以上 4 メートル未満	円
	4 メートル以上 5 メートル未満	円
	5 メートル以上 6 メートル未満	円
	6 メートル以上 7 メートル未満	円
	7 メートル以上 8 メートル未満	円
	8 メートル以上 9 メートル未満	円
	9 メートル以上 10 メートル未満	円
	10 メートル以上 11 メートル未満	円
	11 メートル以上 12 メートル以下	円
	12 メートルを超えるもの	円に 12 メートルを 超える部分 1 メートル までごとに、円を加 算して得た額

備考 道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車（二輪を除く）

- 1 1 台につき運転手 1 人に限り、一般旅客運賃は、徴しない。
- 2 車両の長さは、車検証記載のものとし、車体の一部又は積荷が車体の前後に突き出している場合は、それに合わせた全長に対して自動車航送運賃を徴収する。
- 3 車体の幅又は積荷が横に 2.5 メートルを超える場合は、その超える部分 25 センチメートルまでごとに、当該自動車航送運賃の 1 割 5 分を加算した自動車航送運賃(10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げた額)を徴収する。
- 4 カタピラを有する自動車、ロードローラー等車両甲板を著しくき損するおそれがある特殊車両については、他の車両に積載されている場合を除き、10 割増の自動車航送運賃を徴収する。

5 自動車航送運賃の乗船券の有効期間は、30 日間とする。